「今金・美利河の金山遺跡」が北海道遺産に選定されました

■北海道遺産とは

次の世代へ引き継ぎたい有形・無形の財産の中から、北海道民全体の宝物として選ばれたのが「北海道遺産」です。北海道の豊かな自然、北海道に生きてきた人々の歴史や文化、生活、産業など、各分野から道民参加によって選ばれました。このたび第４回選定分６件が決定・公表され、計74件になりました。


▲美利河砂金採掘跡

■今金・美利河の金山遺跡とは

○遺産の概要

美利河地区の砂金採掘跡とその山奥にあるカニカン岳金山跡は、江戸時代前期に松前藩が行った大規模な金山開発によるものとされ、現在も地表面に当時の遺跡が生々しく残っています。流域沿いに10km以上遺跡が連なり、その規模は国内最大とされています。

幕末と明治期にも砂金ブームが起き、特に明治期では北海道的な採掘技術を磨く場として歴史的に重要な位置を占めました。昭和30年代まで砂金掘り師がこの地域で生計を立てており、当時使われていた用具一式はピリカ旧石器文化館に隣接する収蔵庫「文化財保管・活用庫」で見学することができます。


▲カニカン岳金山跡鉱山臼

○見学をご希望の場合

遺跡現地は表示物等が未整備のため、見学を希望される方は下記事務局へご相談ください。職員が案内いたします。

「文化財保管・活用庫」には本遺産に関する資料が展示されています。こちらを見学希望の場合はピリカ旧石器文化館の開館時間にお尋ねください。ただし、今期の営業は11月末までですのでご留意ください。

【問合せ】教育委員会　社会教育グループ　☎82-3488

認定こども園いまかね入園説明会並びに入園児募集

令和５年４月から「認定こども園いまかね」へ入園希望される園児の募集開始にあたり、入園説明会を開催いたします。

入園を希望される保護者の方は、説明会にご出席のうえ、保育利用か教育利用のいずれかを選択し、受付期間内にお申し込みください。

★入園説明会　日時　12月１日(木)　午後７時
　　場所　認定こども園いまかね　遊戯室
★受付期間　12月２日(金)から12月23日(金)まで
★申込方法　所定の用紙にご記入のうえ、認定こども園いまかねへ提出してください。
★保育利用を希望する場合は、保護者の方の就労証明書等の添付書類が必要となります。
★入園のしおりや入園申込みに係る書類は入園説明会に配付するとともに、認定こども園いまかね窓口にも備えております。

【問合せ】認定こども園いまかね　☎82-1719

学童保育所入所申込み案内

令和５年４月から学童保育所へ入所希望される方は、期日までにお申し込み下さい。

★受付期間　12月２日（金）から12月23日（金）まで
★申込書は、学童保育所・教育委員会事務局へ備えております。
★申込みには、保護者の方の就労証明書等の添付書類が必要となります。
★所定の用紙にご記入のうえ、学童保育所へ提出して下さい。
（教育委員会事務局（役場３階）への提出も可。）

【問合せ】教育委員会　幼児教育・学校教育グループ　☎82-3488

地域で守ろう！子どもたちの笑顔



11月は「児童虐待防止推進月間」です

子ども虐待の相談件数は、全国的に年々増加しており、社会問題となっています。

子どもは自ら「助けて」となかなか言えません。みなさんの声かけや、気づき、勇気ある行動が子どもたちの笑顔を守ります。また、子育てやしつけに悩んだり、疲れたら、一人で抱え込まずに相談しましょう。

児童虐待とは・・・？

身体的虐待・・・殴る、蹴る、叩く、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、長時間外に締め出す　等
心理的虐待・・・無視する、言葉でおどす、子どもの前でDVがある　等
ネグレクト・・・食事を与えない、家に閉じ込める、風呂に入れない、病気を放置する　等
性的虐待・・・・性行為を強要する、わいせつな映像を見せる、性器を触る・触らせる　等



気になる子どもはいませんか？

・いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がする　・不自然な傷や打撲のあとがある
・衣服や身体がいつも汚れている　・落ち着きがなく、乱暴である　・表情が乏しい
・夜遅くまで一人で家の外にいる　など

気になる保護者はいませんか？

・地域などと交流がなく、孤立している　・小さい子どもを家に置いたまま外出している
・子どもの養育に関して否定的、無関心である　・子どものケガについて不自然な説明をする　など

「しつけ」のつもりでも・・・

「しつけ」とは、子どもがきちんとした生活習慣や社会のルール、良好なコミュニケーション力を身に付ける等、自立して生きていくために必要なことを子どもに教えることです。子どものためを思っていても、身体に何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもたらす行為（罰）である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当し、法律で禁止されます（児童福祉法の改正法において体罰が許されないものであることが法定化され、令和２年４月より施行されました）。

今、子育て中の方へ・・・こんなときは、迷わず相談を！

子育ての悩みをひとりで抱え込むのは大変です。誰かに気持ちを話すと少しは楽になります。

・どうやって子育てしてよいかわからないで悩んでいる
・子どもが言うことを聞かず、いつもイライラしている
・思うようにいかず、つい子どもを叩いたり、怒鳴ったりしてしまう
・精神的、身体的に自分のことで精一杯で子育てができない
・どうしても子どもがかわいく思えない
・夫やパートナーの理解が得られない　・・・など



子どもを虐待から守るための５か条

1．「おかしい」と感じたら迷わず連絡（通告）（通告は義務＝権利）
2．「しつけのつもり・・・」は言い訳　（子どもの立場で判断）
3．ひとりで抱え込まない　（あなたにできることから即実行）
4．親の立場より子どもの立場　（子どもの命が最優先）
5．虐待はあなたの周りでも起こりうる　（特別なことではない）

〇児童相談所全国共通ダイヤル⇒１８９（いちはやく）　※通話料無料
〇ＤＶ相談ナビ⇒＃８００８（はれれば）
〇今金町保健福祉課　健康づくりグループ・総務グループ　⇒　☎82-2780



地域全体で子育て家族を温かく見守りましょう。
ちょっとしたあいさつだけでも励みになることがあります。

【問合せ】今金町保健福祉課　健康づくりグループ　☎82-2780